Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 1,470,000,000
有価証券の償還による収入	1,470,000,000
有価証券の売却による収入	4,003,300,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,003,300,000
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 4,450,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,450,000,000
Ⅳ資金増加額（又は減少額）	△ 1,073,944,943
Ⅴ資金期首残高	1,602,402,456
Ⅵ資金期末残高	528,457,513

損失の処理に関する書類

（単位：円）

項目	金額	
Ⅰ　当期未処理損失		28,079,702
当期総損失	28,079,702	
Ⅱ　損失処理額		
積立金取崩額	△ 28,079,702	△ 28,079,702

行政サービス実施コスト計算書

（平成24年４月１日～平成25年３月31日）

（単位：円）

項目	金額		
Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
慰藉事業費	692,137,339		
国庫納付金	4,450,000,000		
固定資産除却損	2,244,462		
		5,144,381,801	
⑵　（控除）自己収入等			
運用収入	△ 2,951,612		
財務収益	△ 482,418,342	△ 485,369,954	
業務費用合計			4,659,011,847
Ⅱ　引当外賞与見積額			△ 3,310,308
Ⅲ　引当外退職給付増加見積額			6,043,050
Ⅳ　機会費用			
政府出資等の機会費用			560,000
Ⅴ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△ 4,450,000,000
Ⅵ　行政サービス実施コスト			212,304,589

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の慰藉事業の一部の経費については、業務達成基準を採用しております。また、上記以外の経費については、期間進行または費用進行基準を採用しております。

一般管理費及び事業費共通経費に含まれる人件費等、一部の経費については費用進行基準を採用しておりますが、これらの費用は事業成果とは直接関連せず、達成度を測ることが困難であり、年度計画等においても、個別の業務ごとの予算管理がなされていないことから、費用進行基準を採用する必要があるためです。

なお、当事業年度において、運営費交付金対象経費はありません。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物及び附属設備　10～15年

工具器具備品　５～８年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、基金内利用のソフトウェアについては、基金内における利用可能期間（主として５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職一時金の期末要支給額を計上しております。

４．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

特別準備金

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号）第２条及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令（平成15年総務省令第114号）第20条の規定に基づき、中期目標において特別給付金支給事業に要する費用として見積もられた金額20,000,000,000円から100,000,000円を除いた19,900,000,000円を平成22年度において特別準備金として計上し、同額の政府出資金を減少しております。

また、平成22年９月29日まで行ってきた特別記念事業に係る「特別記念事業準備金」の残額3,174,173,833円は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令附則第２項の規定により、特別準備金にその全額が振り替えられております。

当該準備金は、特別給付金支給事業の事業費額に、当該事業にかかる財務費用及び収益を加減した金額を取崩すこととしており、当事業年度においては、207,850,444円を当該事業の費用に充てるため取崩し、残額については特別給付金支給事業終了に伴い、「特別給付金支給事業終了に伴う戻入益」（臨時利益）に振り替えております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

６．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

７．金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑴　金融商品の状況に関する事項

基金の資金運用については、独立行政法人通則法第47条及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第15条の規定に基づき安全・確実を旨としておりますが、当事業年度末には解散するにあたり、銀行預金のみを保有しております。